



社会保険労務士法人柳澤会計Support Letter

トピックス！ 雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金の特例措置 4月末まで

緊急事態宣言は東京・神奈川・千葉・埼玉が3月7日までとなりました。予定通り解除された場合、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で売上げが減少した事業者が休業手当を支給して従業員を休ませた場合、政府がその費用の一部を助成する雇用調整助成金と緊急雇用安定助成金の特例措置は4月末までとなります。

特例以外の場合の雇用調整助成金	緊急対応期間 感染拡大防止のため、この期間中は 全国で以下の特例措置を実施
経済上の理由により、 事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルス感染症の影響 を受ける事業主（全業種）
生産指標要件 (3か月10%以上減少)	生産指標要件を緩和 (1か月5%以上減少)
被保険者が対象	雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成 (緊急雇用安定助成金(令和2年4月1日創設))
助成率 2/3(中小) 1/2(大企業)	助成率 4/5(中小)、2/3(大企業) ※解雇等を行わず、雇用を維持している場合、 10/10(中小)、3/4(大企業)
日額上限額 8,370円	日額上限額 15,000円
計画届は事前提出	計画届は提出不要
1年のクーリング期間が必要	クーリング期間を撤廃
6か月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件を撤廃
支給限度日数 1年100日、3年150日	同左+上記対象期間中に受給した日数
短時間一斉休業のみ	短時間休業の要件を緩和
休業規模要件 1/20(中小)、1/15(大企業)	併せて、休業規模要件を緩和 1/40(中小)、1/30(大企業)
残業相殺	残業相殺を停止
教育訓練が必要な被保険者に対する教育訓練 助成率 2/3(中小) 1/2(大企業) 加算額 1,200円	助成率 4/5(中小)、2/3(大企業) ※解雇等を行わず、雇用維持をしている場合、 10/10(中小)、3/4(大企業) 加算額 2,400円(中小)、1,800円(大企業)
出向期間要件 3ヶ月以上1年以内	緊急対応期間に開始した出向については、 出向期間要件 1ヶ月以上1年以内

・赤字は特例による拡大措置

引用：厚労省「雇用調整助成金助成金ガイドブック」

・特例措置による上限額の引上げ及び中小企業・大企業の助成率の拡充は、令和2年4月1日から緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末までの期間を1日でも含む資金締切期間（判定基礎期間）が対象です。

雇用調整助成金の特例措置の縮減は5月から。助成額上限は1万3500円、助成率は9/10に。

7月以降はさらに縮減する方針

■ 現行の特例措置の取扱い

○4月末まで現行の特例措置を継続

日額上限：(1日1人あたり) 15,000円
助成率：(中小企業) 最大10/10、(大企業) 最大 3/4

■ 5月～6月の特例措置の取扱い

○原則的な措置を段階的に縮減

日額上限：(1日1人あたり) 13,500円
助成率：最大 9/10(中小企業)
・感染拡大地域特例・業況特例（特に厳しい企業）については日額上限(1日1人あたり) 15,000円 助成率：最大 10/10(中小企業・大企業)

■ 7月以降の取扱い

○雇用情勢が大きく悪化しない限り、原則的な措置、特例措置が更に縮減

■ 1年を超えての受給が可能

雇用調整助成金は、通常、1年（対象期間）内に実施した休業等について受給することができますが、新型コロナウイルスの特例措置の延長に伴い、1年を超えて引き続き受給することができます。1年を超えて受給できるのは、最長で令和3年6月30日までとなります。

■ 雇用調整助成金の特例措置とは

雇用保険被保険者の従業員を休業させた場合の助成金。新型コロナウイルスの影響を受け販売量、売上高などが1か月5%以上低下した事業者が、休業手当を支給して従業員を休ませた場合、その費用の一部を助成します。助成率は中小企業80%（4/5）、大企業は約67%（2/3）。

解雇などをせずに雇用を維持していれば、助成率が中小企業一律10/10、大企業は3/4。1日1人あたりの上限は1万5000円。対象は2020年4月1日から2021年2月28日の期間中に行った休業や教育訓練でしたが、緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで延長することとなりました。

■ 緊急雇用安定助成金の特例措置とは

雇用保険被保険者ではない従業員（学生やアルバイト）を休業させた場合の助成金。

助成率は、2020年1月24日から判定基礎期間の末日まで解雇などを行っていない場合100%（10/10）。解雇した場合は80%（4/5）を助成します。

